

『被害防止ネット』 ニュース

〇〇 消費者の被害を防ぐ ネットの輪 〇〇

平成21年7月31日 No.10号

[事務局] 小樽消費者協会 〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号 小樽市分庁舎内
 TEL 31-3682 (消費者協会事務局) 23-7851 (消費者センター)
 FAX 22-1345 E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

消費者被害防止ネットワーク 総会、高齢者・若年者分科会を開催

平成21年6月30日、小樽市分庁舎内(色内)において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の総会と高齢者・若年者分科会が行われました。

《総会では・・・》

◎消費者相談の概要について

小樽市生活安全課より「20年度相談件数は、1,196件で、相談者の年代・男女別件数の割合は大きな変動がないが、受付方法別では電話が増え8割以上を占めている」と説明がありました。

◎最近の相談と支援状況について

東南部地域包括支援センターの川尻輝記社会福祉士より、高齢者の最近の相談と支援状況について解説があり、「認知症が進んでいる場合、周りに知られたくない思いから、1人では抱えきれなくなって相談に来る人が増えてきている」「高齢者の見守りは、近所や町会が基本ではあるが、幾重もの見守りの意識の醸成が大事であり、異変に気づいた時、どこに相談するかをルートを確認することが肝要」「高齢者の生活に異変を感じたら、まずは地域包括支援センターへ連絡ください。新聞屋・郵便局・ヤクルトさん・北ガスさん等、高齢者宅に定期的に行く人は特に御協力ください」とのお話がありました。



《高齢者分科会では・・・》

消費者センターより「海外のくじに当選したという通知を受け取った70代の男性より問い合わせがきたが、お金を出してなければ当たるとはしないと注意喚起を行った」「架空請求の事例は年金の支給日に起きていることが多い」「4年前に契約した布団の支払いが出来ずにいるのにさらに布団の購入を勧められた」「換気扇を1,000円で掃除しますとうたい、後に高額な会員契約をさせられた」「水道等のリフォーム工事による詐欺被害が潜在的に発生している」等の事例報告がありました。

《若年者分科会では・・・》

消費者センターより、「クレジット請求書に覚えのない28万円の請求があり、調べたら高校生の子どもが高額なゲームのアイテムを購入していた」「携帯電話の新規契約時に、通話のみで余計な機能を付けずにと言ったが、付加機能付きで当初言われた金額よりも高い請求がきた」等の相談事例について報告がありました。

～高齢者見守りの留意点～

- ➡ 緊急の場合は救急車の手配(119番)、事件性が感じられるときは警察(110番)へ連絡を!!
- ◆道端や訪問先で人が倒れている。◆言い争いや喧嘩をしている。◆刃物を持っている。◆悲鳴が聞こえる。
- ➡ 高齢者の異変に気づいたら地域包括支援センターへ連絡を!!(9時から17時まで、それ以降はFAXを)
- ◆新聞・郵便物がたまり、カーテンの開閉がなく、洗濯物が干しっぱなしで呼びかけに回答がない。◆急に見かけなくなった。

東南部地域包括支援センター 電話 51-2301 FAX 52-1142	中部地域包括支援センター 電話 24-2525 FAX 24-2575	北西部地域包括支援センター 電話 28-2522 FAX 28-2523
---	--	---

☆☆ 各団体から ☆☆

各分科会の情報交換の場では、今回出席した小樽警察署、老人クラブ連合会、民生委員協議会、地域包括支援センター、札幌司法書士会小樽支部、小学校生活指導委員会、高等学校校外生活指導連盟、小樽商科大学等から消費者を取り巻く現状や被害実態等について次のような報告・意見がありました。

- ◎ 悪質業者に狙われるのは一人暮らしの老人が多いが、昔に比べ横の繋がりが薄くなってきたので、改めて地域の繋がりは大事にし、地域力を高めていかなければならない。
- ◎ 郵便受けに入れられる毎月の検針票等を見て、集金に来たという詐欺の手口が多い。
- ◎ 実際は2万円位の漏電ブレーカーを10万円位で売る悪質業者がここ2年程横行している。
- ◎ 次々クレジット被害は高齢者に多いが、これは被害意識の少なさが原因とも言える。
- ◎ 「カードを落としたことないですか?カード

を確認させてください」と言われてカードを渡し暗証番号を言ってしまったため、お金を引き出されたというケースがある。

- ◎ インターネットでは、ゲームの中の高いアイテムを、戦って子どもから取り上げて、ネットオークションで売りさばく悪意の大人もいる。
- ◎ 電子マネーが利用出来るお財布携帯は便利であるが、子どもが際限なく使ってしまう可能性があるため、取扱店側から詳細な説明を受け、親が十分に注意を払う必要がある。
- ◎ 子どもが家庭のパソコンから興味本位で有害なサイトへアクセスしてしまわないよう、親がパソコンの管理をしっかりすべきである。
- ◎ 言葉巧みに勧誘するマルチ商法やねずみ講は、若者の経験の浅さや心の弱み等につけ入ってくるので十分気をつけなければならない。など、多くの報告や意見が出されました。

～消費者センターの相談事例から～

◆ リゾート勧誘権（高額契約）にご注意を ◆

自宅に電話がきて、タイ国のリゾート会員権(1口105万円)の購入を勧められ、高く売れるとのことだったので契約した。

その後「5口6,000万円で購入人を紹介する、また5口以上になると売りやすい」とも言われ5口を購入。計6口、630万円もの高額な契約をしてしまったが、現在タイ国は政情不安で、リゾート権を購入する人などいないことが判った。嘘を言われて高額な契約をしてしまい、解約したい。〔70代女性〕

このケースのように、好条件の電話勧誘を全面的に信用することは危険です。儲け話には気をつけましょう。

◆ 未公開株の購入はくれぐれも慎重に ◆

友人に誘われ金融商品の説明会に行き、会員となり、未公開株を購入し、毎月1万円を支払っていたが、業者の信用性を知りたい。〔40代女性〕

日本証券業協会の自主ルールでは、未公開株の勧誘は原則禁止されています。上場予定が延期されたり、そもそも上場の予定さえないという例もあります。出資金詐欺の可能性もあるので十分確認し、不審なものには手を出さないようにしましょう。

多重債務特別相談窓口を開設

消費者金融やクレジットなどの多重債務でお困りの方を対象に、消費者センターの専任相談員による特別相談窓口を開設しています。

■相談日

毎週木曜日午前10時～午後4時
(祝日・年末年始の休日を除く)

■相談場所

小樽市消費者センター
(色内1-9-5市分庁舎内)

■相談対応

債務整理方法の助言/弁護士・司法書士などの法律専門家へのあっせん

■相談受付

小樽市消費者センター ☎23-7851

❖ 啓発用貸出しビデオのご利用を ❖

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用ください。

➡申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

❖ 「出前講座」の活用を ❖

各種団体からの依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います(無料)。

➡申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

【情報交換について】

ネットワークでは、被害報告などの情報交換をパソコンメールやファックスを通して行っています。情報提供やアドレス・番号の届出は、下記事務局連絡先までお願いします。



E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

Fax ; 22-1345